

上田 正昭 著

## 日本古代国家成立史の研究

八木 充

戦後日本古代史学界のなかで、するどい問題意識のうえに立つて、多角のかつ執拗なまでに問題を追究されてきた上田正昭氏が、右の大著を世に問われた。著者の関心と研究が単に旧来の学問領域内にとどまっていないことは、みずから本書の「あとがき」に記されるところであるが、その著作活動はまことに精力的であるばかりでなく、個々の論著はいずれも影響力にとむものであるといつて過言でない。

本書は、これら所論のうちから標題にそつてえらばれた諸稿および新稿三篇を中心に、主題にたいする著者の体系と立場を統一的に表明している。むしろここに氏の主要な業績が結集されていると解することができる。もともと「天皇制のなりたちの論究を氏族系譜の側面から探りだす」ことを出発点とされた研究的座標は一貫して本書に受継がれ「古代王権のなりたちとその変貌、およびこれと密接につながるりのある地方豪族の実態とその推転事情」（四頁）の解明が課題とされているからである。しかも本書刊行の意義と役割は、まさに古代王権の歴史的 성격の解明を、日本古代史研究の基本課題

にすえ、古代天皇制の体系的叙述を試みた点に負うところが大きいと思うのである。このことを書評にあたりまず最初に確認しておくなければならない。

さて著者の整理にしたがうと（『ヒストリア』二四）、戦後の古代史研究はとりわけ次の二つの方法論的成果を前提とせざるをえなかつた。一つは記紀の文献批判における津田史学の成果であり、一つは戸籍計帳の分析などに示された史的唯物論の方法である。しかし撰取はけつして無批判になされたのでなく、その再検討からはじめられたが、このことはひとり学界の主流的動向であつただけでなく、著者みずから歩んできた尊い足跡に他ならなかつた。だが、方法的指針を右の間に設定し、具体的なテーマについてそれを適用し、しかも両者を統一的に活用することになると、それは容易な仕事ではない。本書の所論をとおして氏はいかなる立場を基礎とされているのであろうか。

著者の方法的試みから、少なくとも次の三点を摘出できよう。第一は一見凡庸にみえるかも知れないが、津田史学の撰取と克服への探索にあらわれている。まず津田史学的方法的克服にとりくむに先立ち、その方法と限界について、第五部「津田史学の方法と課題」で検討を加え、方法をもたない実証のためのいわゆる実証史学の同類にあらざることを指摘する一方、歴史の基盤を「生活気分」なる精神作用にもとめ、客観的条件無視のゆえに「きわめて非歴史的な、したがつてまた非具体的なもの」（三九四頁）に陥らざるをえなかつた破綻をついている。津田史学の再検討はその「本質を明らかにすることが、現在の歴史学の課題を明らかにすることにな」つて

(三七七頁)、本書全叙述のいわば基調であり、各章はその検証の場ともなっている。

各所でくりかえし強調される津田史学的方法的克服は、疑わしき部分をふくむ説話全体は後代の作為に他ならないとする原則への批判に端的にあらわれる。しかし記紀の肯定的利用は、作為の背景となつた時代を明らかにするより、説話自体の作為の過程とその背後に存する事実をさぐりだし、それを素材に古代国家の発展を再構成されるにある。説話が「説話としてそれなりの意味をもつ」(一一二頁)のはこの立場からであり「作為を作為として本源を本源として見きわめ、両者の結節点や融合形態を明らかにしていくことが大切」(九三頁)になつてくるわけである。このような史料の批判的尊重は、いかにして記述の史実性を証明するか問題があり疑問が生じないともいえないが(一一三二・一四〇・一七一頁)、だからこそ「原典に忠実に史料の客観性を確めながら個々に研究していかなるを得ない」(三一六頁)けれども、たしかに津田史学の欠陥を克服する有効な手段にちがいない。氏のみの提唱ではないが、意識的に対置されるところに独自の意義がある。

しかし、津田史学の検討が「実は現在の科学的歴史学の直面する課題につながっている」と理解されるとき、より重要な課題が第二点にあげられる。本書の結末でいみじくも指摘された「理論と実証とはどこで統一さるべきか」がそれである。科学としての歴史学が正しい歴史理論なしに成立しえないことは自明であるが、理論と実証の統一の把握といつても、著者には一つの立場があり「なによりもまず史料にそくして理論の適用と模索を続けるべきで(中略)史

料を離れての論考はなるべくさけたのはそのことによる」(四頁)。史実に立脚した理論の適用が「そのことによつて逆にアジア的といわれるものの具体的な姿を追求し得る」(四頁)ことを力説されるのは十分に評価すべきである。実証と理論との統一の志向を古代史研究でこれほど具体化した論者は、管見の限りそう多くなかつた、と思われるのは、統一的理解の基礎に個々の事実の確定を前提とした立場によるところが大きいであろう。いずれにせよ、理論と実証の問題をあらかじめ自己の研究に課せられた態度は、この両者が再び相交わらざる傾向を強くしている現今、本書の存在意義を一そう高からしめる根源となつている。

第三にあげたい方法は、歴史的諸事象を一つの問題・類型にまとめるにあつて、歴史の全体的な発展過程を重視する見地にうかがえる。しかも二つの特質を対比しつつ、その内容を全構造的に把握するばあい、特徴的に採用されているのに気づかれる。たとえば神統譜を天皇制イデオロギーの所産と民族の文化遺産との「両者の歴史の発展過程の中であらためて見直すことが、古代史研究前進のためにも必要」(三五四頁)とされることである。すでに実証と理論の統一は個別研究と総合との関係の一面をもつが、個別研究を歴史発展の全構造のなかで統一把握する視点を確立されようとする。

このことは概念と法則を否定した津田史学が結局非歴史的固定的理論を排除するためにも、適切な方法となろう。著者のねばり強い論理構造を支える思考の環なのであるまいか。本書の各論自体「単なる個別論文のよせ集め」でなく「全体の方向をめぐして個別研究をお

し進めてゆく」特徴が顕著である。

不十分なが、上田氏の研究法にみられる二・三の特徴から、本書の位置を定めようとしたが、それらがいかに適用され、展開されているかは所論のなかで方法の有効性を立証するという形で明らかにされていると思われる。すると今後の古代史研究に、準拠すべきかような方法が残されていることを示唆し、事実上の立場から、古代史の理解が一段と深められた面は少なくない。以下、所論の概要を紹介することにする。

## 二

まず第一部は王権の成立と性格を論じている。巻頭の「邪馬台国問題の再検討」は魏志倭人伝の史料批判を足場に、社会構造に規制された政治形態としての国家段階を推定し、政治的統一の性格、ひいては所在論にせまろうとされる。邪馬台国段階の国家に「階級支配と権力の集中」（四四頁）を認め、邪馬台国を頂点とする統属関係を考えると、卑弥呼の共立主体は「邪馬台国内部ないし、これを中心とする畿内諸勢力」（五一頁）となり、王権継承のミウチ的支配者集団への固定化が進行しつつあったことを指摘される。その社会的基盤を共同体のアジア的形態とみ、邪馬台国勢力を専制君主制の方向をめざす権力と規定される。

本章は律令制をふくむ古代国家と王権の基本的性格が、アジア的な共同体を基盤とするアジアの専制国家であり、専制君主であることを中心論題とする本書の論起点にあたり、邪馬台国を畿内専制国家に推定される結果、古代国家の基本的性格を究明する著者の意図

はきわめて明確になつてゐる。邪馬台国論―二・三世紀の国家や社会の論点は前進したが、それだけに「この段階の権力は、小共同体（邑）の剰余労働部分をデスポットに人格化された小共同体の結合的統一に貢納という形態で掌握する」（四八頁）ことを「史料にそくいて」説明してほしいし、また「共同体のアジア的形態を基盤としつつある首長」たる諸国の王の卑弥呼への統属と主体性（今使訳所通三十国）の両面が明らかにされる必要がある。

ひきつづき五世紀までの王権に史的評価を加えたのが「倭王権の史的考察」である。英雄時代四・五世紀設定論を、ホメロスの英雄時代段階が氏族制末期で根本的には階級社会と規定できないことで反論し、さきの三世紀初頭萌芽的専制体制の理解と結びあつて、三―五世紀から英雄時代の想定を切断する立場を強補している。すなわち三世紀以後「貢納制的支配体制の成立と発展の中で、階級的な国家権力に変貌しつつあり、王権の世襲化をめぐつて専制君主制的支配が貫徹していく」（八七頁）。まして、県主をめぐる「古代民主制」はその残滓さえ実証できない。というのはデスポテックな傾向は県主層のうちにも昂揚し「県主もまた奴隸所有をふまえた貢納制的支配につながる支配身分層」（八六頁）だからである。記紀伝承から英雄叙事詩的な要素を検出すること、三世紀以後の歴史過程に英雄時代の範疇を導入することとを峻別せざるをえなくなつてきたのに果した役割が大きい。

古代民主制の存在を否定し、県主の専制的性格を指摘された氏は、さらに「古代王朝と巡幸伝説」で、地方首長が王権の権力構造のなかにくみこまれていく過程を、イデオロギーの統合化において描き

だしている。風土記の巡幸説話の主体にみられる地域性を手がかりに「地方旧辭」が宮廷社会でどうむつた改變を「宮廷旧辭」との比較にもとづいて、(1)「記紀にみえない独自の伝承の中に民間伝承を媒介とする地方旧辭の世界がかなり明瞭に示されている」(一〇九頁)常陸・播磨型と(2)「宮廷の旧辭的なものを媒介としており、その意味で伝説的要素は少なく」(一〇七頁)政治説話にすぎない西海道型とを示している。それによつて(2)に關連する記紀説話は逆に地方的旧辭の反映すら少ないとして、景行西征―神武東征説話は「裏腹の關係にあり、現実に向向が倭政權の勢力圏に入つた丁度そのころの旧辭製作者の精神構造によつて誕生した」(一一五頁)と解釈される。しかし(1)の例も巡幸主体を皇族に付託せざるをえなかつたところに、地方伝承加担者の豪族が権力構造に編組された専制形態のイデオロギー的反映を主張される。神武東征―景行西征説話の二重写しは蓋然性のある着眼で、神武東征の日向―難波部分に地名説話的要素が乏しくまだ十全といきれないが、ディスボチックな支配原理に貫かれた風土記のイデオロギー構造を開拓し、風土記の文献批判に一基準を確立したのは、個々の論証以上に貴重である。

では県主・国造制の本質と実態はいかようであろうか。第二部は王権の發展を地方豪族層の側から論究する。「国県制の実態とその本質」で県制は「三世紀後半より五世紀にかけての時点で展開し、六・七世紀には国の下級組織としての県は、実質的な意味を失い、わずかに畿内およびその周辺の県にその遺制をとどめる」(一四三頁)にすぎず、国造制に先行する倭王権の地方支配体制に位置づけ、井上光貞氏の「国県制」論を見事に論破した。さらに畿内を中心と

する第一次的県と辺境地域の第二次的県を類別し、前者はその祭祀团的性格を国家権力の側に吸収され、宮廷儀礼のための供御料地化するのたいたし、後者は県成立後も在地的性格の強い地域団体を保持するとされる。しかし一般的に県の祭祀团的性格の變容は「県主と祭祀团」において、祭祀する神は本来「部族的団体の奉齋する神」(一七五頁)であつて王権の拡大にもなつて朝廷の尊崇を受け、やがて皇神化するコースで説かれている。全編を通じて古代国家の構造分析に祭祀面からの角度を重視されるのは「祭祀形態や宗教思想は日本古代国家においてとくに重大な役割りを果している」(六頁)のにもとづき、国家や豪族の特質を共同体的結合を媒介とする固有信仰からの不可離性にもとめる観点からであろう。

県主が司祭的と地方官的性格を具有したように「首長であることと官人であることが統一されるといふ古代豪族の二面性」(一五七頁)は国造にも内在することを、第二次的な県制を先行形態として継承した、吉備・筑紫・美濃などの国造制の展開が「県主に出自をもつものであり、それが共立または統屬過程をへて国造となつてゆくあり方」(一五五頁)によつて説明されている。

著者の理解にしたがうと、古代王権によつて共同体的諸關係をいかに支配体制にくみいれていくかが、たえず重大な課題となつており、第三論文「国造層の諸問題」は、いわゆる官司制の成熟に焦点をあわせて国造制が大化「律令体制に再編されていくプロセスを展望している。すなわち五世紀末―六世紀初葉にみられる辺境における国造叛乱を契機に、官司制的地方支配が強化され、古代家族の分立に対応した先駆的律令制支配に切換えられるが、古代家族自体、

共同体的な保証と制約を克服しえないから、それを把握する支配權力は共同体の自律的發展を制約し、共同体的關係を利用する一面をもつものであること、改新は「律令官司制といわれるものが、前代の氏族制的なものを權力構造に位置づけてゆく過程」（二一五頁）であつて、そこに「改新前後の政治過程において国造を官司制の方向に編成しながら、同時にその共同体的首長としての側面を助長させるような政策がうちだされた」（二〇三頁）こと、その具体的例証を神郡についていうと、神郡設置は根強い国造祭祀権の王権への集中化を意図したもので、神郡司は大化前代の国造のあり方を継承した郡司層の本質を端的に体现していることを指摘する。

総じて第二部には、氏の古代国家の二面性の論理とも名づくべき方法が駆使され、官司制の發展と共同体關係の再生産構造の統一の把握によつて、律令制前史に新しい光をあてようとするのが看取できる。

律令制を「律令天皇制の形成」から考察したのが第三部で「大化改新論」は継体以後の政治過程を、世襲王権の伝統的權威の承認のもとでの、主導的執政官の興亡と官司制の確立の側面から跡づけ、とくに改新の意義を論じたのではないが、なかでも聖徳新政が蘇我氏との力關係によつて新羅征討・冠位・憲法制定、堅塩媛改葬に象徴される三つの段階に区分しうること、蘇我氏は「独自の地方勢力を基盤とする王権篡奪者ではなく、倭國家の官司制的機構整備の方向で地位を保証されている執政官」（二四六頁）で、その進出が王権の相対的低下をひきおこしたのでも、まして王権にかわる貴族政権をめざす条件も存せざること、といつて改新によつて皇権が当初

から強力安定な公権ではないが「世襲王権とそれを奉ずる宮廷の伝統的權威承認の根強さ」（二四六頁）に保障され、大化で王権世襲のヘゲモニーが敏達—舒明—中大兄の線に掌握されていたこと、など創見がみられる。

そのうえに立つて「天智朝と天武朝」で律令官司制の成立を述べ、八色姓制定と古事記編纂にいう「削偽定実」の政策的背景は、一は氏族首長権の律令官僚機構への位置づけの必要から、他は品部制を下部組織とする律令制形成のための対氏族策に他ならない、といわれる。八姓は「皇親官僚制」の確立を上層有勢者の再編に局限せず、天武一三・正以前に中央下級豪族・帰化氏族層はすでに下部組織に編組され、また「削偽定実」の真の意味は、有勢氏族のみならず地方豪族・部民にまでおよぶ氏族系譜の皇統への帰一化であつて氏族改革と軌を一にするからである。対氏族策は律令制と矛盾しないどころか、律令天皇制は「律令官司制の發展による部民制の新しい支配体制」（二六八頁）のうえに確立するという。八姓前賜連の解釈はたしかに旧説の盲点をついているがそれですべてが解釈しきれぬわけではなく、あるいは律令官僚制における大化大宝間の実態が明らかにならないと「品部制の再編」が具体性に欠けるうらみがある。

別に天智政治の方策決定を左右したものに百済救援軍敗戦事件があり、この視点から理解できる施策は少なくなく、ことに家部について「百済出兵と關係をもつ豪族たちについて、新しく家部の隸屬を部分的に公認した政策」（二五九頁）と推定されたが、今後天智・天武期の理解にあつて「敗戦」の意義は軽視できなくなるように

思われる。

「律令制における賤民支配」は、身分関係をふくむ政治社会はたえず被支配者階級内の分裂支配を強行し、階級支配の矛盾が激化するほど差別支配は強化されること、の立場から律令制の賤民支配を検討し、部落前史研究の必要性を認め、賤民制的身分制度を権力関係のなかで把握することによつて、律令制の権力構造を解明する。ただ分裂支配を脱しえない一つの条件は共同体内の階級分化が不十分で、家長的奴隸制は八世紀においても未発達であつたし、課役免は共同体的関係にもとづく上番上納の代償に他ならない。「分裂支配の根底」(二八九頁)にあつた。品部・雑戸の再編は身分制支配の本質を露呈した新しい分裂策の表現だといわれるが、一体に分裂支配の観点を強調され、品部・雑戸の収奪がやや過重に評価されるのにたいし、手工業生産者の面がもつと考慮されるべきでなからうか。

第五部「古代豪貴族の系譜と思想」は、律令天皇制の確立する天武期にウエイトをおいて、記紀・万葉の成立や性格を系譜と文学の側面から明らかにしているが、その結果、王権支配の強化こそ共通して察知できるに反し、英雄的残映を検出する方向は承認できないということになる。

まず「氏族系譜の成立」では、古事記の分註氏族系譜の記載様式が「一祖多氏」として統合的な特徴をなし、分註系譜氏族と天武朝賜姓氏族とが不可分の関連にある史的背景を「分註に系譜を語る多くの氏族が壬申の乱の参加後有力化するもの、あるいは乱後においても有勢な氏族である点」(三二〇頁)に着目して、壬申の乱が律令体制のなかで天皇制的秩序確立のプロローグをなし、皇統への系

譜的統一は律令天皇制完成の政治的要請に発すると解される。この論文は、本書収録のうちでもつともはやく、かつ壬申乱研究が学界で本格的にとりあげる以前に発表されたのであるが、古事記記定の時期を有勢氏族の系譜の定着という領域から論証していること、壬申乱を媒介とする天武期が律令天皇制確立の調期に形づくつたことを明らかにした点など、学界の動向を刺激し、促進せしめた功績は大きい。

首長権世襲化の過程で形成される氏族系譜が固定化されるまでに、王権への服属を契機として天つ神系神統に集中する階梯を詳論したのが「神統譜の展開」で、神統譜「天つ神系の系譜を中核として集中的に表現されている各氏族祖先神の系譜およびこれらを支えている説話群」(三三〇頁)の成立期を、記紀伝承過程の重層性をおとして、王権の昂揚と危機のなかで浮彫りにしたものである。神統譜成立の時期を推定する方法を系譜にみえるカバネや「今」「此」の用法の他、説話に占める氏祖先の位置から示し、出雲国譲り神話における派遣神の主役を異にする別伝が、中臣氏の地位を背景にする中央神と地方信仰を貫こうとする出雲氏の祖神の立場を対蹠的にあらわした時期を問題にした。

天皇支配の構造を「大夫の文学」では万葉の文学的表出からとりあげ、万葉作家の「主流は畿内豪族の系譜につながる歴代相襲の官人たち」(三六四頁)であること、万葉が「ますらを」の文学であるのは現に「ますらを」をうたつた中央官人層の自覚と発想からに他ならないこと、そこに権力に隷属し権力機構のなかで身分的保障を与えられた官人の、天皇統治に「寿歌的性格」を発露する必然性

のあること、古代豪族のかかる譜第と官人の精神構造は、族制的關係を利用しつつ権力組織に官人化された結果であり、かく「大夫」のもつ二重の側面を結節点に、天皇から農民層までふくみこんだ万葉の世界こそ、まさに律令天皇制のイデオロギーに対応するものであつたこと、を指摘されている。

### 三

以上のごとき要約では氏の論旨を十分に生かせないおそれがあるが、以下に若干本書にたいする私見を述べ、御教示をえたいと思う。その第一は氏の古代国家の二重の側面に関する把握の仕方にかかわる。上述のように、歴史の全構造的な把握の観点を支えるのは、いわば二面性の論理といふべき骨髄である。一例をさらに示すと「古代豪族の二重の側面、つまり奴隸所有者としての側面と共同体の首長としての側面とを単純に把握するばかりでなく、これを歴史の発展過程の中で明らかにしてゆくことが大切だ」（一二四頁）と考えられる。とくに顯著に対置されるのが、官司制ないし律令制と共同体ないし氏族制とであるが、この二者は「統一される二面性」（一五七頁）、「二律背反的でなく本質的に具有」（一二五頁）され、古代国家の両面を示す特質とされる。かつての「古代国家の二元性」が「あらゆる意味において二元的なもの」を対立的にとらえ、それだけに基本的対立し矛盾を不明確にした点論駁をうけたが、上田氏のばあい、逆に二者が具備統一的に理解され、それだけに対立面をあいまいにする危険はないであろうか。氏族制的なものが律令制的なものとは矛盾しない（二六三頁）のは、たしかに一面の真実で

ありえても、いうまでもなく国家に内在する矛盾を究明することによつて、はじめて権力の本質と運動法則が解明できるのであれば、本質的に具有するものの対立し矛盾の場をたいして、同様に意見を述べてほしいわけである。さらに、専制国家の官司制的―氏族制的側面を指摘されるが（二〇三頁）、専制国家が共同体を単位に支配できなくなつた結果、直接古代豪族を掌握する中央集権的な官司制が必要となり、律令制へ発展するのであるから、その限りで共同体の細分化支配と官司制の発展は結局、共同体のアジア的形態の崩壊過程で出現し「本質的に具有」とするには疑問があるのでなかろうか。アジア的共同体の奴隸制的―共同体的側面（四七頁）についても、アジア的専制のもとにおける奴隸の性格を明らかにしたうえでなければ「いかなる奴隸制」（四七頁）と対置できるが、やはり問題といふべきであろう。

次に本書の主題として考究された古代王権のなりたちとその変貌の問題は、現在につながるをもつ生けるテーマとして、ど的一篇にも執拗に追求せられたが、本書の構想によると、三世初頭卑弥呼に、小共同体を基盤とする諸王を統属する政治的統一の君主性格がみられ、五世紀の五王が父権的世襲王権を確立した統一政権の専制君主であり、大化前後強國でなかつた王権が七世紀後半にいたつて律令天皇制に確立した、とされる。問題はさらに天皇（大王）支配の出現とその変質過程にあるのでなかろうか。本来アジア的専制支配が共同体のアジア的形態を基礎に形成されるのであるから、天皇に体现される専制国家の変貌は基礎共同体の変質に対応するが、氏において新たに「邑共同体」の概念を採用されることによつて、

かえつて共同体のアジア的形態のうえに立つ専制王権の諸段階がやや明確を欠くことになつたのであるまいか。なぜなら「邑共同体」自体、近年氏の見解のもつとも深まつた部分の一つのようではなはだ興味ある設定と思うが、その「邑」を規定しておかないと、律令制下にさえ「邑共同体」が存続しうることもなつて（一七九頁）、段階的限定を付しがたくなるからである。段階的差異の不明確さは、卑弥呼の統属する諸国体制と県体制間にもうかがわれ、卑弥呼の段階にデイスボティックな性格を重視すれば（四八頁）、それだけ県の段階（一四七頁）に接近することとなり、国家および王権における大王の出現する事情を見失なわすこととなる。権力と共同体の媒介項研究の重視とともに「最高統一体すなわち小共同体のうえにそびえたつ専制政府」の内部構造をもつと考慮していただきたいかたと思ふのである。

第三に著者の見解の主要眼目の一つである「国県制」の主たる論点は、(1)国と県が上下の地方組織に位置づけられるのでなく、県制は初期倭政権の支配体制であること、(2)しかし県は単純な地方行政組織でなく、七世紀まで畿内を中心存続した、(3)県制から国造制の展開過程は県主間の共立または統属によつて国造化するばあいのあつたことから、一線上の展開であつたこと、などにある。地方豪族の実態を解明した貴重な業績で結論の正しさにもかかわらず、右につながる疑問が生じないでもない。(1)については、国造制設定の条件を著者のあげられたもの（一四九頁）の他に、国造制成立の基礎を氏族制的品部の設定に起因する県の同質的社会構成の変動にもとづくとも考えられ、また県主のなかに昂揚しつつあつたデイスボ

ティックな傾向を強調すると（八六頁）、共同体の分解にとまなう首長の官人化（二六九頁）のコースからでは、県主↓国造の必然性は説明しがたくなるのでなからうか。(2)にたいしては第一次的県と第二次的県の性格を、それぞれ県主祭祀団の占有地的性格の、倭王権進出による供御料地化と邪馬台国の時期における「国」の県化で分類し、国造制の出現形態の相違に接続されるが、第二部第二論文で指摘のとおり、県は畿内畿外とも祭祀集団の性格を濃厚に継承し、しかも初期王権の支配体制であるから、大和の県が供御料地するのは、国造制の形成で県が政治組織の機能を喪失しかえつて本源的な祭祀結合に還元され、県固有の信仰が朝廷祭祀と結びついて表面化した結果と考えられないであらうか。(3)は、それを論拠に地方豪族の二側面を遡源されるが、このことが一般性をもつためには、まず直姓国造に関して検証される必要がある、第二次的県↓国造も「県主間の共立または統合」と断定するには、氏のあげられる限りの根拠で完全というわけにはいかないであらう。

以上、私なりの疑問や希望を述べたが、あるいは読みあやまりにもとづく部分もあるかと思う。この大著の真価を十分に伝ええなかつたこととともに、著者ならびに読者諸賢の御寛容をねがうところである。もともと氏はすでに私にとつてなれば研究史上の先学の位置にあり、氏の驥尾に付し、教導をうけることに研究指針を立てているところはけつして少なくない。本書の刊行を心から喜び、紹介の筆をとつた次第である。（A5判本文四一〇頁 索引一二頁 昭和三四年一月 青木書店刊 七四〇円）